

発行所（郵便番号100）  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸ノ内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447  
編集者 中嶋 博  
責任者  
印刷所 関東図書株式会社  
定価200円（年間購読料参千円）  
1983年3月25日発行  
第15巻 第3号  
（毎月1回25日発行）  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 15 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## 松前先生のご受章を祝う

Congratulation on the Decoration of Dr. Shigeyoshi Matsumae,  
Chairman of This Institute

名誉所長 西村 光夫

Honorary Director-General, Prof. Teruo Nishimura

このたび松前重義先生には昨年11月の勲一等旭日大綬章の受章にひきつづき、スウェーデン国王グスタフ陛下より同国の最高位の北極星勲章一等コマンドー章を受章されました。先生はわがスウェーデン社会研究所創立（1967年）以来の会長であり、また大平理事長逝去後はその理事長の職も引継がれ、さらに1970年に設立された日瑞基金の顧問に就任され、両機関の発展のため絶えず尽力を続けて来られました。両機関の設立と運営とに関わってきたわれわれとしましてはこの受章はまことに歓びに堪えないところであります、心から御祝詞を申し上げる次第であります。

研究所にしましても基金にしましても、創立以来こんにちまで、その運営は決して平易な途を歩んだのではありませんでしたが、関係者諸賢の多大な犠牲的協力によって発展してきたのであります。おかげをもって1982年には研究所の設立15周年を、1980年には基金の10周年を盛大に祝うことが出来たのでありますが、その間常に先頭に立ち、中心に坐して、われわれを指導し、激励し、物心両面にわたって親身の御世話を惜しまれなかったのが先生であります。この際御祝詞とともに、心からの御礼を申し上げる次第であります。

人も識るように、先生はお若い日にデンマークでの教育の効果に注目され、爾来デンマークのみならず北欧諸国の特性に深い興味をもたれるようになりました。このことは先生が後に東海大学を創立され、教育に尽瘁されるに至ったこととも少

なからず関係があったと伺っております。東海大学に日本最初の北欧科を設けられたり、コペンハーゲン近郊に東海ユーロピアン・センターを作られたりされたのはその証左でありましょう。そこで私供がスウェーデン社会研究所を作ろうとしたとき先づ先生に会長就任をお願いしたのであります。われわれとしましては当初から出来るだけ先生には御迷惑をおかけしないようにしたいと思ったのでありますが、事務所の問題、資金の問題その他次々に生じたわれわれの手に余る問題について、結局先生の御力を煩すこととなり、誠に申訳けない次第に存じております。

しかし先生にはいつもお叱りにもならず、温顔をもって問題処理の道をつけて下さいました。両機関がこんにちスウェーデン官民にも喜ばれ、日瑞の文化交流に些かでも役立ってこられたのは誠に先生の温かいご理解と御指導の賜と存じております。こんどの慶事もスウェーデンがこの功を高く評価した結果であって誠に嬉しい次第でありまして、先生の今後の一層の御健勝とご活躍を祈ってやみません。

### 目 次

松前先生のご受章を祝う……………	西村 光夫… 6
地域社会福祉と国際性……………	佐藤 信平… 2
アルバ・ミュルダール女史の防衛政策 構想について(1)……………	小野寺 信… 3
SIPニュース……………	6

## 地域社会福祉と国際性

The Community Welfare Service and Internationalization

会員 千葉県民生委員協議会常任理事 佐藤 信平

Mr. Shinpei Sato

わが国は、明治維新以来極東の一小国から欧米諸国をモデルにその近代化を押し進め、第二次大戦後の高度成長の時代を経て、今や欧米諸国へのキャッチアップをほぼ達成し、世界有数の経済大国となるに至った。しかし今後わが国は安定した経済成長のもとで、新たな社会を自からの力で切り拓いていかなければならない時代を迎えている。

国民生活に目を向けるならば、所得水準の向上、余暇時間の増加、生涯教育の普及等のなかで、経済的豊かさだけでなく、文化的な豊かさが求められるとともに、大学を始め国民生活のあらゆる側面で国際化が進展することは、ほぼ間違いない。また来るべき成熟した高齢社会を、豊かな生きがいのある福祉社会にしていくことが目標となろう。

私は地域社会の福祉の現場で働いている立場から、わが国の福祉社会の実現を目指すものであるが、戦後福祉とは何かを問いつづけて、すでに民生委員として、この福祉活動にたずさわって35年間近くになる。

ここで民生委員法の要点を簡単に記したい。(1) 民生委員は、社会福祉の増進に努める名誉職である。(2) 厚生大臣が委嘱する。(3) 民生委員協議会は、全市町村に設置される。以上のように民生委員は、制度ボランティアとして現在約17万人が全国で自主的活動を積極的に展開し、地域社会福祉の増進のためにきわめて広範な活動を行っている。

いま戦後を忘れよう、忘れさせようと、そういう動きもある。しかしそのためにも、私の迎って来た、ささやかな戦後の福祉実践の足跡、夢中で活動した暗中模索の跡を辿りながら、その実践の中から社会的弱者たちと我われ自身の未来社会のために忘れてならないもの、押し進めなければならないものは、何なのかを、明らかにしたいというのが私の日頃の念願である。

さて社会福祉の国際性については、健康で、文化

的な生活という福祉の2つの基本的な機能が、具体的な場でどのように国際的に開かれた形で営まれているか、ということにあるのではなからうか。いまわが国の各都道府県で地域ぐるみ福祉の推進が叫ばれている。しかし、こうした中で小地域社会の生活を通じての具体的な問題として国際性を考えてみた際に、私生活への関心が強く、種々の社会問題に対する無関心層が多いことを反映してか、すでにスウェーデンでは住民生活に定着しているノーマライゼーション(福祉の日常生活化)の思想は浸透せず、この新しい社会意識の高まりは、ほとんどみられない。このことは福祉は社会の底辺から見ないと何も判らないし、すべての庶民が福祉を自分の問題として考え、取り組まない限り、福祉は現実のものとはならないのである。私が数度訪れたストックホルム郊外の若人と老人の実験的総合福祉都市リディング・コミュニケーションに見る素晴らしい福祉のまちづくりや、この世の楽園ともいえるヒクセトラ老人サービスハウス等、わが国の国民大衆は知る由もない。しかしながら、すでに高齢化が相当程度進んだスウェーデンを始め、諸先進福祉国の経験と知識は、わが国にとって必ずや参考になり、我われが学ぶべきことも多々あるはずである。

ところで2月6日の読売新聞の家庭欄がスウェーデンに関して一つの朗報を写真入りで大きく伝えてくれた。「スウェーデン'83委員会」福祉の最先進国から学ぶの記事である。大阪府内の各市の主婦、教師等3年前からスウェーデンの福祉事情を学習し、いよいよ今年は福祉の原点を探るために現地へ赴き、その結果を帰国後、各市の行政や地域社会へおろして福祉の輪を拡げようというものである。

私は思う。この際スウェーデン社会研究所は、長年のすぐれた研究結果を広くわが国、国民大衆へPRして欲しいものである。

# アルバ・ミュルダール女史の防衛政策構想について (1)

On the Defense Policy of Dr. Alva Myrdal (1)

顧問 小野寺 信

Adviser Makoto Onodera

## (一) 真剣な軍縮努力

スウェーデンは小国ながら国際軍備減少のための精力的な活動では、多くの国々の尊敬を受けている。

これは、この国自体が非同盟中立の立場を堅持しているためだけではない。永年軍縮担当の国務相としてまたジュネーブにおける軍縮会議の主席代表として活動したアルバ・ミュルダール女史の人柄と努力に負うところが尠くない。スウェーデンの軍縮に関する専門知識を豊富に積み重ね、かつ多勢の有能な専門家を擁している。参考までに最近におけるこの国の国際軍縮活動の主なるものを挙げて見よう。

スウェーデンは最近数年間、軍備減少作業を促進するためにイニシアティブを取り、また自からも概ね積極的にこの作業に参加している。ここで思い出されるのは、核兵器現状凍結を実現する試みとして、1969年スウェーデンの提出した提案である。これは、核兵器分散禁止と完全なる核兵器実験停止と核兵器製造用原料生産禁止を組合せたものであった。多くの国々から支持を受けたが、大国から受入れられなかった。

同じ運命を辿ったのは、核非分散条約のコントロール規定に関する1967年の提案であった。この提案の根拠となったのは、すべての非核武装国の平和的核エネルギーの利用は、後には核武装国を含みウィーンの国際原子力機関(IAEA)によって行われたことであった。だがこの提案の重要な部分は、大国の抵抗によってカットされた。しかしコントロールは完全に国際的でありまたIAEAによって実行されるという考え方は、条約の最終形態にも生かされ、今日でも適用されている。

最近数年間のうちに、スウェーデンは軍縮委員会(CCD/CD)および国連総会ならびにその他の機会に核兵器分散に伴う危険特に平時利用の原子力発電所建設に伴う危険を抑制するために、極めて積極的に行動している。スウェーデンはまた同じ趣旨で、核エネルギーの平和利用の国際コントロールの厳格化のためにも活動している。こ

の提案は、核エネルギー非分散の観点から適正な方法適用の国際的拡大化と見做すことができる。

スウェーデンはなお、多年にわたってCCD/CDの分野で核兵器実験の完全ストップを実現するために熱心に推進役を勤めている。特に地学的測定所の助けを借りて遠隔地で行われた核兵器爆発を偵知して量的に測定する点で、スウェーデンの高度の専門的科学技术知識で寄与するところが大きい。1977年3月スウェーデンはCCDに一つの申出を行っている。それは未解決のまま残されていた問題の解決に役立つ実験停止の提案であった。1978年1月スウェーデンは、監視システム設定への寄付として、スウェーデンに国際地学データセンターを設定し、その経費を賄いかつ運営に当ることを申出ている。スウェーデンはまたアメリカとソ連と英国に対して、現在実験ストップ交渉において完全な合意に達し得ない点について、不満の意を表明し、これらの国々に交渉の現状報告を求めた。

スウェーデンはなおいろいろな方法で、軍縮工作における国連の役割を強化するために、活発に活動している。スウェーデンのイニシャシープにより組織された調査会の献言で、1976年の総会は特別決議を行い、第一委員会の執務法が改良されて国連の軍縮問題年報が公刊されることになり、また軍縮事務局が拡大強化されて国連軍縮センターに改編され、同時に国連の研究および情報活動のための人的物的資源利用法改善の為各種の手段が講ぜられることになった。

前年特別総会の決議を以て兵器の研究開発と軍備減少の間の相關関係の調査研究が行われた。これはスウェーデンおよび他の北欧諸国の提案によるものであった。スウェーデンはまた1978年の定時総会に、核兵器の現状調査に関する決議案を提出している。これは核兵器減少に関する国連討議の基礎として役立せることを目的としたものであった。この決議案は広く非同盟諸国から支持され、票決の際両大国ブロックグループ側からの反対で否決された。

スウェーデンおよびメキシコを主要提案国として、1978年国連総会は決議によって、軍事費任意報告制の導入を試みた。この試みの目的は、加盟諸国の軍事費に関する標準報告のシステムを発展させることであった。その背後にある考えは、加盟諸国の軍事予算の測定組織化が、相互諒解によるバランスのとれた軍事予算縮少の道へ踏出す重要な第一歩になるとの期待である。

スウェーデンは1973—75年のヨーロッパ安全保障会議に積極的に協力し、かつその結果を熱心に追及している。その際スウェーデン側は、軍事演習の事前通告は、相互信頼を高める所以であることを強調している。

ここで特に挙げて置かねばならないのは、スウェーデンが永年に亘り、ある特殊の非人道兵器の使用禁止または制限のために、努力していることである。

スウェーデンはまた非同盟国21グループに加わって、1979年化学兵器禁止に関する多角的交渉導入のためにイニシアティブを取っている。

小国が軍縮交渉の進捗に影響を及ぼす可能性は、グループの内に加った場合に増大する。多くの提案は年毎に非同盟諸国のグループによってCCD/CDに提出される。スウェーデンもこの種グループにわり積極的な役割を演じている。

#### (二) ミュルダール女史の防衛構想

アルバ・ミュルダール女史は平和主義者であるとともに、国防政策面では、極めて現実的な政治家である。

彼女は自分個人のことについて敢て付加えさせて貰うならば、わたしは原則的には強力な軍備に賛成する。ただしこれは条件づきである。われわれは実際護って貰えるならば、と言っている。

彼女は次のようにも論じている。

さらに進んで如何なる規模と如何なる構造の軍事防衛に賛成かという問題に移った場合には、わたしは先ずスウェーデンは将来とも軍事防衛を必要とするものと考えていることをはっきり述べて置く。市民抵抗(CIVIL MOTSTÅND)は、選択肢にはならない。またわれわれのかくも高度に工業化され、あらゆる面で複雑に組織化され生活水準の高い社会は、ゲリラ戦には不向きである。ゲリラ戦成立には別の前提条件がある。敵がわが国土を占領していること、従って問題は敵軍がわが国土に上陸作戦を行うそのと

きか、またはその後のことになる。しかしわたしはそのような状態を想定することはできない。すなわち大兵団による上陸作戦の行われる公算は極めて少いと見ている。最も多いのは国外の基地より電子装置によって指導する無人爆撃戦争である。

ただしある形態の国土占領が全面的または局地的に行われた場合、男子も女子も自治の喪失を最少限に喰止めまた失われた自由を可成速かに完全に回復するために道徳的および心理的抵抗を行うことは、別の問題である。何れにしても市民抵抗準備は、軍備そのものを代行することは出来ない。軍備の補足手段にすぎない。だが無用視してはならない。

アルバ・ミュルダール女史は彼女の要請に応じて当局に提出した防衛政策構想の結論を、次のとおり総括している。

わたしの防衛政策構想は、スウェーデンの第二次大戦後最初の10年安全保障政策の責任者であった政治家、国防相兼外相トウシュテン・ニルソンの情勢判断と全く一致している。それは彼は現代の物の考え方が全く物の用に立たないことを看破し、かつ技術の進歩とわれわれが巨大な完全破壊兵器を以て装備された超大国の包囲の中に陥っていると見ていることである。

これはニルソン著「ヨーロッパの人と出来事」からの一節の引用であるが、興味深いものがあるから重複するがやや詳しく掲載することにした。

もしも、われわれが最近の40年間に起ったことを振り返って見たら考え直さざるを得ないであろう。スウェーデンも外国も安全保障政策の基礎を40年前の事実においている。だがここスウェーデンの今の防衛論争は、自分の眼で事実を見究る能力もなければ意欲もないのが欠陥である。軍事力に安全を求めることは、小国にとっては、一種の骨董的な安全保障の概念である云々。

中立の定義の明確化と非軍事防衛—経済防衛と民間防衛—の拡大強化と国境防備と国連派遣平和維持軍の二者を保持し、その他の軍事防衛を漸次に縮少するのが、ミュルダールの軍事防衛政策構想の概要である。

将来戦争の勃発に備え局外中立国の権利関係、従って中立の内容について全く説明が行われていないのが今の許わらざる状態である。このような不明朗な状態の下でもスウェーデンのような国は、少くも世界大戦前既に公認済みの国際法の原則に



より、戦争の際中立に立つ権利がある筈であり、従って中立の内容を自から決定して内外に宣言するのは当然のことである。

これについて大切なのは、正確な用語を以てスウェーデンの中立の目的とこれと結びつく権利と義務を精密に表現して置くことである。女史の見解によれば、スウェーデンの安全保障政策の重要な任務は、外国に戦争が勃発した場合、われわれの意図する行動を微に入り細にわたり突込んで詳しくかつ正しくまた具体的に説明して置くことである。その都度機会に応じて決定しまた訂正するを利とする考え方は、戦時要すればわが政策に就いて外国権力と討論決定する用意のあることを示唆するもので、ややもすれば直接脅威圧迫を招く危険がある。両超大国から同時に干渉を受ける場合には、この関係によって情勢はますます困難を加える。

スウェーデンは中立政策成功の一つの前提条件は決意とその表現が強固であることである。したがってすべてを予め明瞭にして置くことが必要である。ミュルダール女史は更にこれに付加えて、外国の戦争の際われわれの中立政策の指導は不確実を避けるために、極めて直載的であることが必要であると述べている。すなわち第二次大戦間のような軍隊の通過輸送や飛行機の領空通過飛行は、決して交戦側に許すべきではない。

そしてこのような厳重な中立規定は、前以て明確に定めて広く宣言して実行することが絶対に必要である。というのは、交戦する両ブロックがスウェーデンの周辺に作戦する場合中立侵犯の黙認は譲歩にスライドする恐があるからだ。

このように高度に優先扱いされる中立侵犯防止のための国境防禦は、防衛軍全般の配備とその装備に反映するのは当然で、対空防禦ならびに海上および海岸防禦は、平時から外国に対する国民の強硬な抵抗意志表示として役立つであろうというのが女史の信念である。これがミュルダールの国境防禦を主体とする軍事防衛構想の基礎である。そしてこれと併せて従来为国連の平和維持任務に服する軍隊の保有はこれを認め、その他の軍備は漸次縮小されることになる。したがってミュルダール案は伝統の戦争抑止力を抛棄する極めて大胆な提案になる。

なお総合防衛のうち非軍事防衛すなわち民間防衛と経済防衛については前者は増強改備にて海外

への救護派遣にも備え、後者は経費を惜まず、備蓄を増加すべしというのである。

国境防禦中心の軍事国防については、軍事評論者ノルダール・オーケルマン氏は次の意見を述べている。

われわれはある効果的な国境防備に戦力を投ずることが必要であることは認める。これは重要な補足として対空兵器およびロケット兵器を装備した海空戦力の攻勢的部分を利用する一種の防禦を持つ監視である。先ず第一に国の中立が犯かされたことを表示する標示線として役立つであろう。だがこれは同時にスウェーデンの領土内に戦略的市街戦が浸透するのを阻止するためにある程度の能力を持つ最初にしてかつ唯一の防衛戦線にもなり得る。これによって、微力とは言え例えばロケットや戦車よりは装備量の少い兵器（ボートや船舶）については、予想される攻者に可成損害を与えることが出来る。

勿論この防備は手強い攻者には十分対抗することは出来ない。だがこれが今日の防衛作戦の全部ではない。これでスウェーデンが国境なしの国として生き残らねばならない運命を免れ、軍隊の一部を利用して上陸作戦が損害を伴うことを予め思ひ知らせることも可能である。これは国民の信頼を繋ぐ上で絶対の価値がある。

要員の数的需要にはこの傾向を持った軍備の場合可成低かった。一方各兵員の知識に対する要求は、非常に高くならざるを得ない。従って既に存在しているカテゴリの格差は一層拡大する結果になるであろう。その結果一般兵役義務は、社会サービス—一部軍事、一部は民間—と誰を何に使用するかを決定する一種の割当制に代る可能性がある。国境守備に当るものは、相当の知識を備え正当な入隊の理由がなければならない。技術の迅速な進歩によってどのゼネレーションも数年の後には技術が古くなり列を離れざる得なくなり又は再教育が必要になるに違いあるまい。但し再教育には経済その他の条件が余程良くないかぎり応じないだろう。

毎年年次適令者の大部を占めるものは社会サービス義務に服することになるであろう。彼等は民間部分で、部分的にある種の社会において重要な機能を果たす組織、例えば災害救護隊、農業部内の休暇代役、自然保護部およびこれに類する組織の中に席を置き、一部は例えば電算機の取扱を修得

することになるであろう。これは、社会の民主化に役立ち、青年の心理的脆弱性を除く上に役立つであろう。

しかし、スウェーデンに大国並軍備の保有を期待するものにとっては、このプログラムは確かに貧弱である。長期的に順序よく軍事費を縮小してこれを以て開発途上国の援助費を増額することは

軍備の高い水準を低下させる場合より目立たないのが欠陥である。国境防衛中心の軍備について第二次大戦時代の蔵相ウィグフォッシュ氏は、今はスウェーデンが一生懸命に果している防衛任務を制限すべき好機でないと戒めている。

(次号につづく)

## <SIPニュース>

### スウェーデン人の意識調査

国立心理防衛計画委員会(The National Psychological Defence planning Committee)が実施した調査報告によると、スウェーデン人のおよそ52%(55)はスウェーデンを暮らすのに「大変良い所」であると考えているという。ただし、現状に満足していると解答したものは、わずかに21%(19)にすぎず、64%(58)もの人々が、様々な分野での変革を望んでいるということがわかった(同調査は、毎年一回実施されており、<sup>( )</sup>内は昨年の数値)。また、大巾な改善が必要であると答えた人は、昨年の19%に対し、13%であった。さらに、全体の79%の人が、スウェーデンの将来に大きな信頼をよせていたが、この数値は、1年前に比べて10%も高い。一方、この国の将来にほとんど期待をよせていないと答えた人は、昨年の28%から18%に減少している。

政治家及び政党への信頼感といったものがスウェーデンにおいては、1970年代に、急激に薄れたといったことが指摘されているが、どうやらこういった事態も、徐々に改善されつつあるらしい。というのは、政治家や政党をあまり信頼していないと答えた人が、昨年、一昨年の調査では、それぞれ、30%、38%の割合を占めていたのが、今年

に入り、28%とやや減少して来ているからである。ただし、1967年には、この数値が、わずか17%程度であった。

また、最も信頼に足るマス・メディアはという質問に対し、44%がテレビ、35%がラジオ、13%が朝刊、1%が夕刊と答えており、これは昨年の調査結果と大して変わらない。

なお、昨年と同じく79%の人々が、世界情勢(特に政治的な)に強い関心を抱いており、ヨーロッパでの大きな紛争の危険性が実在すると答えた人が68%と1968年(チェコスロバキアへのソ連侵入の年、この年は64%)来の最高値を記録した。

また、もし、スウェーデンが攻撃されたらという質問に対しては、昨年と同じく78%の人々が、武装抵抗に応ずると答えている。ただし、一方で、89%の人が、徴兵は相手を刺激すると考えている。その他、世界的な軍縮に賛同する人が、全体の64%いたが、スウェーデンに限った一方的な軍縮に賛意を表明したのは9%にすぎなかった。これらの数値については、ここ数年、あまり大きな変化はみられない。

## 予 告

### 高齢化社会調査視察団

- 目 的 高齢化社会の諸問題特に老後生活の充実(生き甲斐)対策を探る。  
訪問国 スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フランス、ベルギー、オランダ  
日 程 昭和58年8月28日より9月11日まで(15日間)  
コーディネーター 日本社会事業大学教授 三浦 文夫 氏  
………上記の視察団を当スウェーデン社会研究所主催で計画中です。  
近々に、詳細のパンフレットが出来ますのでご照会下さい、